

平成27年4月9日

都道府県医師会  
担当理事 殿

日本医師会常任理事  
道 永 麻 里

日本医師会常任理事  
松 本 純 一

水俣病総合対策医療事業等の各手帳交付者に係る医療費請求における留意事項について

平成27年1月1日より施行されております「難病の患者に対する医療等に関する法律（以下「難病法」という。）」等に伴う、「保険者番号等の設定について」の一部（公費負担番号の設定）の改正につきましては、平成26年12月25日付（保196）「「保険者番号等の設定について」の一部改定について」によりご連絡申し上げているところであります。

今般、水俣病総合対策医療事業等（水俣病総合対策医療事業、メチル水銀に係る健康影響調査研究事業を含む。以下「水俣病医療事業」という。）の各手帳交付者に係る医療請求の取扱いに疑義が生じたことに伴い、環境省総合環境政策局環境保健部企画課特殊疾患対策室より留意事項の周知依頼がされましたので取り急ぎご連絡申し上げます。

具体的には、①難病法による特定医療及び特定疾患治療費の給付対象となる療養（以下「特定医療等」という。）を行った場合は、水俣病医療事業による請求は行わず、特定医療等によって請求を行うこと。②水俣病医療事業では特定医療等に係る患者負担分の給付をしていないため、患者負担分については、水俣病医療事業へ請求ができないこと。③水俣病医療事業の法別番号は、難病法施行後も引き続き「51」であり変更はなされていないこととなります。詳細につきましては別添資料をご確認ください。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

[添付資料]

- ・水俣病総合対策医療事業等の各手帳交付者に係る医療費請求における留意事項について  
（平27.3.31 事務連絡 環境省総合環境政策局環境保健部企画課特殊疾病対策室）

事務連絡

平成27年3月31日

公益社団法人 日本医師会 御中

環境省総合環境政策局環境保健部企画課  
特殊疾病対策室

水俣病総合対策医療事業等の各手帳交付者に係る医療費請求における  
留意事項について

平素より、水俣病対策についてご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

今般、「難病の患者に対する医療等に関する法律」（平成26年法律第50号。以下「難病法」という。）が公布され、平成27年1月1日より施行されたところです。

これに伴い、水俣病総合対策医療事業等（水俣病総合対策医療事業、メチル水銀に係る健康影響調査研究事業を含む。以下「水俣病医療事業」という。）の各手帳交付者に係る医療費請求における留意事項について、下記のとおり整理いたしましたので、貴会におかれましては、関係者に周知していただきますようよろしくお願いいたします。

なお、本件につきましては、厚生労働省健康局疾病対策課と協議済みであることを申し添えます。

記

- 1 難病法による特定医療及び特定疾患治療費の給付対象となる療養（以下「特定医療等」という。）を行った場合は、水俣病医療事業による請求は行わず、特定医療等によって請求を行うこと。
- 2 水俣病医療事業では特定医療等に係る患者負担分を給付していないため、特定医療等が適用される場合に発生する患者負担分について、水俣病医療事業により請求することはできないこと。
- 3 水俣病医療事業の法別番号は、平成27年1月1日以降も引き続き「51」であり、変更はなされていないこと。

(参考：各制度の法別番号等)

公費負担医療制度名	法別番号	実施機関番号(※2)
難病法による特定医療(※1)	54	501又は601
特定疾患治療費(※1)	51	601又は602
水俣病総合対策医療事業	51	301、302、303 又は304
メチル水銀に係る健康影響調査研究事業	51	304

※1 特定疾患治療費の対象となっていた疾病は、難病法の施行(平成27年1月1日)に伴い、その多くが法別番号54の特定医療の対象となったが、引き続き特定疾患治療費による助成は存続している。

※2 実施機関番号は、公費負担者番号の上5～7桁目の番号。

(公費負担者番号例)

法別番号		都道府県番号等		実施機関番号			検証番号
5	1	4	3	3	0	1	9

以上